

# サイバー犯罪に関する条約の第二追加議定書

## 背景

- 2004年に発効した欧州評議会の「サイバー犯罪に関する条約」(ブダペスト条約。我が国は2012年に締結。)の追加議定書。
- 2017年に交渉を開始した後、我が国も起草作業に積極的に貢献し、2021年11月に欧州評議会で採択。我が国は、2022年5月12日の署名式典で、米、伊などと共に署名。2023年2月現在で未発効。

## 主な内容

- ◆ 適用範囲
  - ・ コンピュータ・システム及びコンピュータ・データに関連する犯罪の捜査又は刑事訴訟
  - ・ 犯罪に関する電子的形態の証拠の収集
- ◆ ドメイン名の登録情報の開示
  - ・ 他の締約国に所在するドメイン名の登録サービスを提供する**団体(登録事業者)との直接協力**を規定
  - ・ ウェブサイトの開設等に必要ドメイン名(例: http://www.●●.jpの●●以降の部分)の登録時に提出された氏名、住所、電子メールアドレス等の情報から、犯罪に利用されているウェブサイトの開設者等を特定
- ◆ インターネット・サービス・プロバイダが保有する情報の開示(注)
  - ・ **加入者情報**(利用された通信サービスや加入者の身元等の情報)及び**通信記録**(発信元や通信日時等の情報)の**迅速な提出のための締約国間の協力**を規定
  - ・ 要請のための諸手続や必要な情報を定めるとともに、相互援助の要請の処理期間に関する努力義務を規定
- ◆ **緊急事態における相互援助及びコンピュータ・データの迅速な開示**
  - ・ 週7日・1日24時間利用可能な連絡部局を通じた、相互援助の手続によらない迅速な開示の要請を規定
  - ・ 緊急事態においては、締約国間で特に迅速な相互援助を行うことができる。

(注)加入者情報の開示に関し、インターネット・サービス・プロバイダとの直接協力を規定する一部の規定は、個人情報や通信の秘密の保護等の観点から現行国内法と整合性を保つため、議定書が定める留保規定に基づき留保する予定。

## 早期締結の必要性

- 容易に国境を越えるサイバー犯罪対策のための枠組みとして、他の締約国から、**より迅速かつ円滑な手続による電子的形態の証拠の収集**を可能にする。
- **各国と協調したサイバー犯罪対策の一層の強化に向けた強い決意**を国内外に示す。

## 欧州評議会(Council of Europe)

- 人権、民主主義、法の支配の分野で、国際社会の基準策定を主導する汎欧州の国際機関として、1949年に設立。
- 加盟国: 46か国(露は2022年3月に除名)
- 日本は1996年からオブザーバーとして参加。

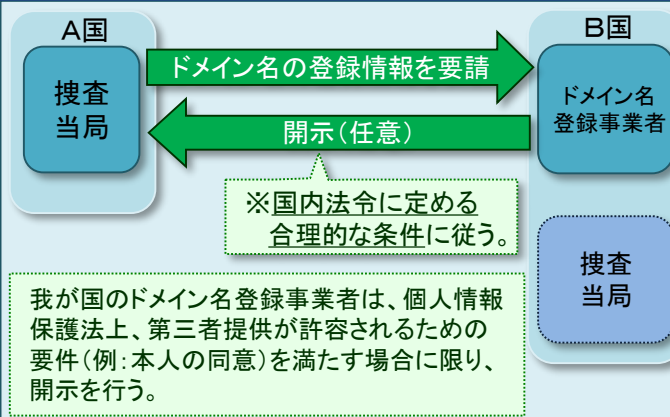


## サイバー犯罪に関する条約 (2001年採択・2004年発効)

- 締約国: 68か国 (全てのG7を含む。中・露は未締結。)
- 主な内容
  - ①コンピュータ・システムに対する違法アクセス等の**犯罪化**
  - ②コンピュータ・データの迅速な保全等の**刑事手続の整備**
  - ③犯罪人引渡し等に関する**国際協力**

※第一追加議定書(人種差別・排外主義的行為の犯罪化を規定)については、我が国は表現の自由等の関係で未締結。

## ドメイン名の登録情報の開示



## 締約国間の協力手続の迅速・円滑化

